

向日葵

ひまわり

第233号

平成26年6月号



今月の表紙：乗鞍岳／写真：東村山市 佐々木原幸一さん 提供

主な内容

ちょっと知りたい税理士コラム	2—3
税務署だより	4—5
研修会の報告	6
租税科学教室	7
社労士column	8
地域のイベント情報	9
東村山法人会セミナーのご案内	10
会社紹介	11

新入会員紹介	12
人人	13
第2回通常総会	14
表彰式・交流会	15
支部合同・部会報告会	16—17
厚生親睦チャリティゴルフ大会	18
法人会行事のご案内	19
recipe	20



消費税の予習復習

消費税の税率が5%から8%に上がって、3ヶ月が過ぎようとしています。皆様、もう慣れましたか？

実は私はどうもまだ…。顧問先で帳簿を見る時は、3月分と4月分、経過措置も含めてきちんとチェックするのですが、実生活において税抜き表示がされていると、ついつい5%を掛けてしまいます。慣れというのは、恐ろしいものです。

さて今回は、もうすっかり私達の生活の中にとけ込んでいる消費税について、改めて、簡単な復習と、今後の改正点などの予習をしたいと思います。

▶ 復 習

■税率

ここで、ちょっと引っ掛け問題を出したいと思います。

Q：平成26年4月1日以降の消費税率は何%でしょうか？

A：6.3%

この答えがすんなりと出た方、素晴らしいです!! 普段何気なく使っている「消費税率 8%」は、この6.3%に地方消費税の1.7% (消費税額の17/63) が加算された総称です。本当に意地悪な問題で、失礼しました。

■消費税の計算の原則

消費税の計算は、以下の原則に基づいて計算します。

$$\text{当期中に預かった消費税額} - \text{当期中に支払った消費税額} = \text{納める消費税額}$$

こう書くと、とても簡単に計算できるように思えますよね。

実際は、それぞれに細かい規定がたくさんあって、かなりややこしくなっています。

そして、原則的には消費税は損益に影響を与えないようになっています。

「え～??」と、思われた方のために、消費税が5%と8%の場合との事例を上げて説明します。

設例 売上 10,000円(税抜) 仕入 8,000円(税抜)

1 売上時：税率5% 仕入時：5%

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{売上げ} & - & \text{仕入} & - & \text{納付税額} & = & \text{利 益} \\ \hline 10,500\text{円} & - & 8,400\text{円} & - & 100\text{円} & = & 2,000\text{円} \\ \hline \end{array}$$

納付税額：500円 - 400円 = 100円

2 売上時：税率8% 仕入時：5%

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{売上げ} & - & \text{仕入} & - & \text{納付税額} & = & \text{利 益} \\ \hline 10,800\text{円} & - & 8,400\text{円} & - & 400\text{円} & = & 2,000\text{円} \\ \hline \end{array}$$

納付税額：800円 - 400円 = 400円

■課税の時期

では、原則の中に「当期中に」とでできますが、これはどのタイミングで認識するのが正しいのでしょうか。

消費税法の基本通達によれば、以下の通りです。

- ①資産の譲渡→資産の引き渡しがあった日
- ②資産の貸付け→使用料等の支払いを受けるべき日
- ③役務の提供→目的物の全部を完成して引き渡した日又は役務の全部を完了した日

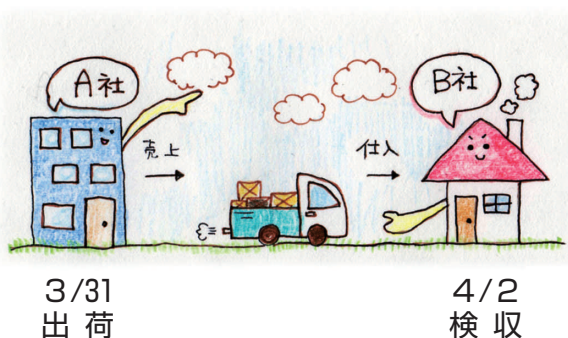
でも、これって会社によって取り扱いが微妙に違いますか？

結局のところ、消費税では法人税や所得税で、収入や経費として計上した時と同じだと考えていいことになっています。

さて、そこで平成26年4月1日をまたぐ取引で、ちょっとややこしいことになる場合があります。

A社 平成26年3月31日に商品を出荷
出荷基準により売上げを認識 → 消費税5%

B社 平成26年4月1日に入荷
翌2日に検収
検収基準により商品の仕入を認識 → 消費税8%?



同一の取引なのに、売った側と買った側で消費税率が違ってしまいます。

これについて、平成26年1月、国税庁が見解を発表しました。

それによると、この取引はA社がB社に対して新税率適用前に行った課税資産の譲渡なので、B社においても、消費税は5%として仕入税額控除を行うということでした。

■預かった消費税額

これはつまり、課税売上に係る消費税額のことです。この辺は、もう皆様十分にご承知のことかと思います。

消費税が課されない「非課税」となるものは、土地の譲渡や貸し付け・物品切手などの譲渡・住宅の貸付けなど、限定されています。

■支払った消費税

これは、仕入れに係る消費税額のことです。その計算方法として①原則課税②簡易課税があります。

「原則課税」は、課税仕入れに係った消費税額の合計額に、課税売上げ割合を乗じて計算します。

「簡易課税」は、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が、届け出をして選択できる計算方法です。

課税売上げを、5つの事業区分に分け、それぞれに決められた「みなし仕入率」(後述)を用いて、仕入れに係る消費税額を計算します。課税売上だけで納付税額まで計算できるという利点がありますが、「簡易」といいながら、実際の計算は煩雑です。

また、実際の課税仕入れの金額とは関係なく計算しますので、当期中に大きな資産を買うなどして、課税仕入れが大きくなった場合でも全く考慮されません。一度選択してしまうと2年間は継続適用しなければなりませんし、やめようとする時も手続きが必要です。

簡易課税の適用を選択する時も、その適用を受けている時も、資産購入などの計画には気をつけてください。

私も、簡易課税を選択している顧問先には、「資産を購入する計画がある時は、なるべく早く相談してください!」と、しつこいくらいに言っていますが、皆さんも、事業計画はなるべく早く立てて、必要な手続きはお忘れなきようお気をつけ下さい!!

▶ 予 習

■税率

すでにご存知のこととは思いますが、平成27年10月1日より、10%に引き上げられます。(消費税率:7.8% 地方消費税率:2.2%)

今回の8%に引き上げられたとき同様の、経過措置が設けられます。

準備は、お早めに!

■簡易課税のみなし仕入率

平成27年4月1日以降に開始する課税期間から、以下の表の通り金融・保険業と不動産業のみなし仕入率が変更になります。

消費税の簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業内容	改正前		改正後	
	事業区分	みなし仕入率	事業区分	みなし仕入率
卸売業	第1種事業	90%	第1種事業	90%
小売業	第2種事業	80%	第2種事業	80%
農林水産業	第3種事業	70%	第3種事業	70%
鉱業				
建設業				
製造業				
料理飲食業	第4種事業	60%	第4種事業	60%
金融業および保険業			第5種事業	50%
運輸通信業	第5種事業	50%	第5種事業	50%
サービス業				
不動産業			第6種事業	40%

ただし、平成26年9月30日までに、新たに簡易課税の適用を受けようとして届け出書を出した方は、最大で2年間、現行のみなし仕入率を使える経過措置が設けられています。(すでに、簡易課税を選択している方には、適用されません。)

▶ 蛇 足 ?

消費税はあくまでも消費者の皆さんからお預かりしている税金です。

ですから、納付に関しては法人税の確定申告書の提出期限の延長や所得税の延納等のような、申告納付の延長の規定はありません。納付が遅れることの無い様、くれぐれもご注意ください!

Profile | 小林 順子

東京税理士会東村山支部所属

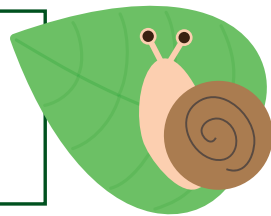
多摩武蔵納税貯蓄組合連合会理事

幼少の頃より田無で過ごし、現在は西東京市で同じく税理士の夫とともに事務所を構える。小学校への出前授業を中心に、租税教育の活動にも積極的に参加している。趣味はテニスとミュージカル鑑賞。

事務所 小林義宏税理士事務所
西東京市田無町7-20-11

e-mail k-kaikei@lapis.plala.or.jp

税 務 署 だ よ り



平成26年度税制改正について

平成26年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年度税制改正)の主な改正事項及び10月1日に施行される「地方法人税法」につきまして、お知らせいたします。

なお、詳細につきましては国税庁発行の「平成26年度 法人税関係法令の改正の概要」をご覧ください。

1 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却(税額控除)

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの期間内に、生産性の向上につながる設備投資を行った場合に、即時償却又は特別償却、若しくは税額控除ができる税制措置が創設されました。

※平成26年3月31日以前に終了する事業年度において取得等をした設備等については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は税額控除ができる。

2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却(税額控除)

現行制度の適用期限が3年間延長されるとともに、特定機械装置のうち、生産性の向上につながる設備投資を行った場合には、即時償却若しくは税額控除ができる税制措置が創設されました。

※平成26年3月31日以前に終了する事業年度において取得等をした設備等については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は税額控除ができる。

3 交際費等の損金不算入制度に関する改正

(1) 損金算入限度額の改正

イ 交際費等の額のうち、接待飲食費の額の50%に相当する金額は損金の額に算入することとされました。

※1人当たり5,000円以下の飲食費については、従来どおり交際費等に該当しないこととされています。

ロ 中小法人については、上記イによる損金算入と、定額控除限度額までの損金算入とのいずれかを選択適用できることとされました。

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。

4 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備

現行制度の適用期限が2年間延長されるとともに、雇用者給与等支給増加割合の要件(現行5%以上)について、平成25・26年度は2%以上、平成27年度は3%以上、平成28・29年度は5%以上とする等の見直しが行われました。

※平成26年4月1日以後に終了する事業年度について適用。なお、平成25年4月1日以後に開始し平成26年4月1日前に終了する事業年度(旧制度の適用なし、新制度の要件を満たす)分の税額控除相当額は、平成26年4月1日を含む適用年度で上乗せして控除。

5 復興特別法人税の1年前倒し廃止

復興特別法人税は1年前倒しで終了することとされました。

これに伴い、復興特別法人税終了後の復興特別所得税額は、所得税の額とみなして、法人税の申告において法人税額から控除、または還付することとされました。

6 地方法人税の創設

法人税を納める義務がある法人は、平成26年10月1日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に4.4%の税率を乗じて計算した地方法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付することとされました。

税務署でのご相談は、電話での事前予約をお願いします

具体的書類や事実関係を確認する必要がある場合や税金の納付相談など、ご相談内容により電話での回答が困難な場合には、所轄の税務署(注1)に電話で事前に相談日時等をご予約いただいた上で(注2)、相談をお受けしております。

特に月末などは、来署者が多く見込まれるため、事前予約のない方は長時間お待ちいただく場合がございます。

(注1)東日本大震災により納税地を所轄する税務署管轄外に避難されている方からの国税に関するご相談等については、最寄りの税務署においてもお受けしております。

(注2)予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。

東村山税務署へ事前予約をする場合は、電話の上(042-394-6811)、音声案内にしたがって「2」番を選択してください。

本部研修会の報告

平成26年5月23日(金)14時よりパレスホテル立川において本部研修会が開催されました。

講師に東京新聞・中日新聞論説副主幹、作家の長谷川幸洋氏をお招きし、「これからの日本経済を展望する～安倍政権の重要課題とその背景～」と題してご講演いただきました。

全国的に草の根の景気はしっかりしており、日本の景気は大丈夫である。7月以降は中小企業にもアベノミクスの恩恵が波及してくるだろう。しかしながら、リスクもある。現在の日本にとって切っても切れない関係にある世界情勢では、まず第一がウクライナ情勢による一次エネルギーへの影響である。第二は、南シナ海での軍同士の衝突の恐れ、そして第三は中国のシャドウバンキング問題である。また、国内でのリスクは、消費税10%への増税である等経済問題の他、サプライズ選挙や集团的自衛権について忌憚のない持論を舌鋒鋭く述べられました。

長谷川先生



研修会場



ビジネスマナー研修を開催しました

5月9日(金)10時より法人会館に於いて2回目となる「ビジネスマナー研修」が開催されました。11名のフレッシュマンや中堅社員の方が参加され講師であるミサワTG&Sオフィス(株)代表取締役三澤雅史氏から名刺交換、電話応対などを実践的に学びました。



三澤雅史講師

名刺交換の練習



源泉所得税実務研修会を開催しました

5月14日(水)、法人会館において源泉所得税実務研修会が開催されました。今回の研修は第1部が源泉所得税入門コース、第2部が源泉所得税の実務、第3部が改正消費税のあらましとの3部構成で行われました。

第1部及び第2部ともに東村山税務署法人課税第2部門山根源泉審理担当上席が講師となり、第1部では実務経験の少ない参加者に対し源泉所得税の入門を、第2部では実務経験者に対し問題演習をして頂きました。

第3部は東村山税務署法人課税第1部門石井法人審理担当上席に講師が変わり、消費税法の改正と経過措置について講義して頂きました。



山根源泉審理担当上席



石井法人審理担当上席

支部・部会研修会報告

税制改正研修会

4月23日(水)から5月16日(金)の間、6回にわたり支部・部会報告会に接続して恒例の税制研修会が開催されました。講師は東村山税務署法人課税第1部門石井法人審理担当上席と早川法人審理担当官の2名にお願いし平成26年度税制改正について解説していただきました。



石井法人審理担当上席



早川法人審理担当官

東村山ブロック研修会

5月9日(金)東村山支部合同報告会に先立って、「社長が知っておきたい事業承継対策」をテーマに、東村山ブロック研修会が開催されました。

この分野の専門家、小嶋税理士を講師にお迎えした今回の研修では事業承継の入門に始まり相続財産、自社株評価、27年からの相続税概要などの話を伺いました。

取り上げられた事例が身近なものだっただけに、会場一杯の参加者は興味深く耳を傾け、自らに当てはめて理解を深めていける研修になりました。



小嶋公志氏

青年部会研修会

4月25日(金)16時より法人会館に於いて青年部会主催の研修会が開催されました。講師に元アイザワ証券(株)チーフストラテジスト宮永伸三氏をお招きし、「日本経済の先行きを読み解くキーワード」を演題としご講演を頂きました。景気動向についての質問が活発に飛び交う研修会でした。



宮永伸三氏

主催：公益社団法人東村山法人会 税制・社会貢献委員会、青年部会

租税・科学教室

ぜいきんとプラネタリウム

親子で計200名
無料招待!!

会場 多摩六都科学館

日時 平成26年 9月20日(土)

午前の部 10:00~13:55(受付 9:30~)

午後の部 13:00~16:35(受付12:30~)

内容

- 1 租税教室 ————— 税金についてのおはなし。プレゼントもあるよ!!
- 2 大型映像とプラネタリウム — 世界最大級のドームスクリーンで見る大迫力の映像!!

応募

募集期間 7月18日(金)~ 8月18日(月)

※詳しいご案内は7月12日(土)以降、東村山法人会のホームページをご覧ください。

心の疾患「会社に配慮義務」 最高裁「社員の申告なくとも」

- ① 去る3月24日、社員が過重労働でうつ病になった場合、精神科通院歴を会社に申告していなかったことは社員の過失になるかが争われた訴訟の最高裁判決があり、その内容は、「心の疾患予防のためには、社員からの申告がなくても会社に安全配慮義務がある」とし、社員にも過失ありとして損害額の2割を減額した二審判決を破棄し、審理を東京高裁に差し戻すというものでした。
- ② その社員は大学卒業後に大手電機メーカーに入社し、生産ラインの開発を担当していましたが、2001年4月にうつ病と診断され休職しました。また、前年に神経症と診断されたことを会社には伝えておらず、会社は04年9月、休職後に職場復帰しなかったとして社員を解雇しました。そこで、社員の母親が、解雇無効と損害賠償を求めて提訴し、解雇無効は二審で確定していました。
- ③ 会社は、精神科通院歴の申告なしのため、うつ病の発症回避などの対応を取らなかったことと業務を離れてもうつ病が完治せず、もともと社員固有の問題があったことを主張したため、社員の過失を理由に損害額を減額できるかが争点でした。
- ④ 最高裁は、「業務負担は相当過重だった」とした上で、通院歴や病名について「プライバシーに関わり人事考課にも影響しうる情報で、通常は知られずに働き続けようとする」と指摘したうえで、会社に対して「社員からの申告がなくても、労働環境などに十分な注意を払うべき安全配慮義務を負う」と判断し、社員が体調不良を上司に伝え、1週間以上の欠勤を繰り返していたことから「会社は過重な業務と認識しうる状況だった」と指摘しました。
- ⑤ 1991年8月、大手広告代理店で働く入社1年5ヶ月の社員が自宅で首を吊り、帰らぬ人となりました。その会社では、残業における「月別上限時間」(60~80時間)が設けられていましたが、実際は名ばかりで、過度の残業は恒常的でした。徹夜勤務も次第に増え、両親が健康を心配して有給休暇を取るよう勧めるも、上司に言いにくいなどと言い拒み続けた結果、会社によるずさんな労働管理、抑圧的な職場の雰囲気と上司からの日常的なパワハラも加わり、自死に至りました。
- ⑥ 当時、その社員の父親は企業責任を問う民事訴訟、損害賠償請求訴訟を起こしました。裁判は最高裁までもつれ込み、原告側の勝訴に。この最高裁判決は、安全配慮義務が仕事量のしかるべき調整義務を含むということを明確に示す画期的なものとなりました。
- ⑦ 先の判決と今回の判決と合わせ、労働者の仕事量の適正な調整と身体及び精神面への一層の安全配慮義務が会社に求められることになったのです。
- ⑧ 会社としても安全配慮義務を全うするとともに、注意していても心の病にかかる可能性が誰にでもある現代の厳しい労働環境においては、社員も同僚の異変に気づいてケアする環境を積極的に作る職場作りが欠かせません。

筆者紹介 石津 雄美 (いしづ たかよし)

H.24.9.1現在

石津 社労士事務所 所長 [特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属]
 オールフォーオール 代表 [経営コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、
 板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、
 シーツ(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム=AFAC主宰)]



略 歴

- 昭和53年：中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- 保有資格：特級一般、ライフ・コンサルタント(生保協会)、
年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- 平成18年：第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格-特定社労士資格取得

事務所

所 在 地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
 TEL/FAX 042-321-2586
 携 帯 TEL 090-1738-7991
 e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
 携 帯 HP http://www.just.st/7162591



地域の名所



古民家を移築・復元し、江戸時代～近代までの小平での暮らしが、どのように発展してきたのかなど時代を追って見学することの出来る施設です。

管理棟では、特産品のブルーベリーを使ったお菓子など販売しています。

また、職員の方に声をかけると、園内を詳しくガイドしてもらえたり、昔ながらの遊びを教えていただけます。

DATA

- ▶ 名称：小平ふるさと村 ▶ 入園料：無料
- ▶ 開園時間：午前10時～午後4時
- ▶ 開園時間：月曜日および第3火曜日(祝日の場合は翌日)
祝日の翌日(土・日の場合は開園)
年末年始(12月27日～1月5日)
- ▶ 所在地：〒187-0004 東京都小平市天神町3丁目9番1号
- ▶ TEL・FAX: 042-345-8155
- ▶ H P : <http://kodaira-furusatomura.jp/>

■交通のご案内

新宿線小平駅より 徒歩20分
西武新宿線花小金井駅より 徒歩20分
西武バス：小平駅発、昭和病院経由武蔵小金井行
「天神町二丁目」下車 徒歩3分
立川バス：花小金井駅発、昭和病院行
「昭和病院」下車 徒歩3分

※お体の不自由な方の為の駐車場しかありません
ので、徒歩又はバス等でご来園ください。

小平市

地域のイベント情報

小平ふるさと村

土・日・祝日の昼食時に1日50食限定で、小平糰うどん(郷土料理)を食べることが出来ます。(500円)

平成26年7月2日～7月7日まで七夕飾り、七夕短冊作りを開催しています。

とても大きな笹の葉に、小さなお子様から大人まで皆さんの願いを託してみても…。

灯りまつり【雨天中止】

平成26年8月2日(土)
午後6時30分～午後9時

オリジナルの灯ろうが小平グリーンロードを幻想的な灯りで包みます。

花小金井四丁目市民広場 新和会夏祭り

平成26年7月26日(土)午後4時～

盆踊り、模擬店(飲み物、おもちゃ、かき氷、焼きそば、綿あめ)など。

子供にはお菓子の詰め合わせが無料で配られます。

清瀬市

きよせひまわり市

旬の新鮮野菜や花、植木、にんじんを使用したお菓子やジャムなどの販売を行います。

日時

第1回 6月22日(日) 第2回 8月24日(日)
第3回 11月29日(土)・11月30日(日)

場所

清瀬市コミュニティプラザひまわり(清瀬市下清戸一丁目212-4)
※直接会場へ。駐車場には限りがあります。

問合せ

きよせひまわり市実行委員会事務局(清瀬商工会内)【電話】042-491-6648
または、清瀬市市民生活部産業振興課【電話】042-492-5111



東村山法人会セミナーのご案内

参加費
無料!!

決算法人説明会	7月1日(火)	13時30分～16時
決算法人説明会	8月5日(火)	13時30分～16時
新設法人説明会	7月23日(水)	13時30分～16時
新設法人説明会	8月20日(水)	13時30分～16時
税務教室「減価償却について」	8月27日(水)	15時～16時

※決算法人説明会と新設法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越し下さい。

どなたでも参加できます！

参加ご希望の方は東村山法人会へお電話下さい。

☎ 042-394-7654

初心者、もっと楽しみたい方にお勧めします！

スマートフォンセミナー

講師 ノマド ウェブデザイン&クリエイション
宮澤利行氏

日時 平成26年6月30日(月) 14:00～15:00

会場 東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)

参加費 正会員無料 賛助会員500円／1名 非会員1,000円／1名

内容 1. 基本的操作
2. アプリの使い方(フォトアルバム共有、レシピ、地図アプリなど)
3. 質疑応答



女性部会 研修会

お客様と、社内でもコミュニケーション力がビジネス成功の鍵！

魔法のコミュニケーション

心をつかむ！誰からも好かれる話し方

講師 お客様の怒りを笑いに変えるクレームコンサルタント
谷 厚志 氏

日時 平成26年7月18日(金) 15時30分～17時

会場 東村山法人会館

参加費
無料

参加をご希望の方は事務局(TEL: 042-394-7654)にお電話下さい。どなたでもご参加いただけます。

有限会社 トップウイング

営業で最も

大切なものは製品知識

法人会は地元に着した業種の方が多くですが私どもの仕事は日本全国が相手です。簡単に申しあげますと「海外から音響機器を輸入し、日本国内の販売店様に卸売りをする」という仕事です。

いわゆる電気・機械モノですので腐ることはないのですが電気安全法の遵守や保障期間を設けアスターサービスも行わなければならないといっ

た意外に地味な仕事です。

「ステレオを輸入しています」というと「日本のメーカーは技術力があるからそれと競争するのは大変だね」と言われますが、現在日本で販売されている音響製品は（中国で生産されているものも含めて）そのほとんどが欧米ブランドなのです。

「音作りというのはオームの法則を知っているオタマ



ジャクシを知らないと言われてい」と私たちはよく言います。昔から反省点も多いように思えます。

現在私どもが輸入しているブランドは米国、英国、イタリア、中国、韓国と多岐に渡りますがすべて正規輸入代理権に基づいたもので平行輸入品は一点もありません。

大学卒業後の16年間の音響メーカーの勤務では販売の

第一線である営業部に籍を置き、全国の販売店や米軍のPXを飛び回っておりました。そのときの経験、人脈が自身の会社を起業してからどれほど役に立ったか計り知れません。

また、自身が電気関係の技術屋ということもあり、早くからホームページを立ち上げることができ販売増に大きく役立っております。

私は現在63歳ですが毎朝1時間のウォーキング、昼の2時間の自転車、休日の山登



●皆様ぜひお越し下さい

有限会社 トップウイング 英社名 Top Wing Corporation

代表取締役 佐々木原 幸一

所在地 〒189-0013 東京都東村山市栄町1-10-2
ライオンズステーションプラザ久米川 1102

TEL 042-392-8319 FAX 042-392-8329

URL <http://www.twctokyo.co.jp/>

り、そして趣味はカメラと酒場放浪と欲張っており毎日が多忙です。
「営業で最も大切なものは製品知識」を座右の銘としております。

法人会にご入会下さい

1 法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- ①税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談会を開催しております。
決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- ②本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を行なっています。

2 法人会は幅広い相互扶助事業を行なっています

- ①生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- ②特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- ③経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3 法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国100万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行なっています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ

東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介

自 平成26年3月1日～至 平成26年4月30日

店 名	花みずき
代表者	清水 鈴子
支 部	東村山第1支部
住 所	東村山市栄町2-5-8-4F
電 話	090-3537-6711
FAX	042-391-8018

皆様、はじめまして。花みずきは各国小料理店として、2005年にオープン致しました。久米川駅南口から徒歩4分のところに店を構えております。

地域に密着する店舗作りや情報交換の手段として東村山法人会に入会致しました。まだ入会して間もないですが、東村山の地で頑張っていきたいと考えおりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

所属支部名	所 在 地	法 人 名	代表者氏名	業 種	電話番号
東村山第6支部	東村山市萩山町3-14-47	(有)多摩合同会計事務所	井上 礎幸	事務経理の受託	042-395-6752
小平第1支部	小平市栄町2-29-11	(株)マイスターサービス	篠原 昇	葬 祭 業	042-313-6736
西東京第1支部	西東京市南町4-19-20	目崎商事(株)	目崎 正博	中国関係コンサルタント	042-462-0378
清 瀬 支 部	清瀬市下清戸5-837-31	(株)康和	志太 光弘	建 築	042-495-0311
清 瀬 支 部	清瀬市下宿2-452-3	(株)ジャストコア	渡辺 誠	建 設 業	042-496-7384
清 瀬 支 部	清瀬市中里2-1600-9	(株)優美設備	倉元 匡代	給排水衛生設備	042-446-8150

関口 豊一さん

西東京第1支部



ひとひと

美容のソリューション& リラクゼーションビジネスへの転換

昭和56年、田無駅から2分の立地に美容室を開業し、今年で32年になります。

大学を卒業後、家業のクリーニング業を継ぐべきか迷っている時、友人や妹が美容師の仕事をしていたので、この世界に入りました。目指すなら一流を、とロンドンのアラン・インターナショナルとヴィダルサスーンで世界が認めるカット理論や精度の高い技術を実習し、当時の最新デザインを学びました。その後、美容のコンクールで腕を磨き、チャンピオンを獲得し、また海外でのヘアショーなどにも参加し、これまで、フィリピン・モンゴル・韓国・中国や、1994・1995年にロンドンでワールドヘアコンGRESという国際ヘアショーも出演しました。最近では2011、2013年にマカオとクアラルンプールで国際コンクールの審査を行ってきました。審査を行う人達の中には30年来の友人がいます。国籍を問わず彼らに共通することは、今も技術に興味を持ち少しでも上手になりたいと思いつける人々の集団であることです。

長い間、サロン経営の活性化と才能ある若手へアドレッシングを発掘し育て、国内のみならず海外でのコンクールなどに出場する中で、最新トレンドを自分の目で確かめ業界のレベルアップを目指す人々との接触はとても貴重なものです。

また最近考えることは消費税による生活者の動向です。税率アップは生活者にとって紛れもなく価格の値上げです。生活者自身の

環境変化がより明確になり価格パフォーマンス(費用対効果)やブランドに対する認知度、品質やサービスに対する価格感度が一層高くなると思います。現に顧客が技術やデザインに対してさまざまな変数を技術工程に反映させるよう求め、またサービスに一貫性がなければ遠慮なくクレームをつける。そうした顧客変化が少々おこるようになってきている。

そうした変化に顧客重視の姿勢をさらに進めるべきだと思う。

それに対する行動の一つがソリューション営業(解決する)への転換です。顧客の抱える問題を解決する為に髪や皮膚はもちろん、生活に関する課題にもきめ細かく対応するために顧客の要望にふさわしい方法を考え出す。結果として業の発展につながり、顧客との信頼関係を築き継続していくことにもなると思う。消費税は今後さらに増え欧米並みの20%に近づくと言われる。それに伴い当該地域におけるニーズの性質とあらゆる企業、商店の成熟度がより鮮明になっていくだろう。

現在、美容業界は単にカットやカラーだけでなくリラクゼーション技術(ヘッドスパ、フェイシャル等)による癒し産業へと移行しつつあります。時代の転換期にあったメニューを取り入れ、地域の人々に喜びと癒し、人生に潤いを与え、豊かな社会に美容を通じて作りだして行ければ、と考えています。

有限会社サロン・ド・セシール
代表取締役

本部総会報告 第2回 通常総会

撮影/Shiwori



▲ 総会会場

公益社団法人東村山法人会の第2回通常総会が平成26年5月23日(金)15時45分よりパレスホテル立川に於いて多数のご来賓のご参加を得て開催されました。

青年部会藤原副部会長司会の下、仲澤副会長による開会の辞に続いて昨年度の物故会員に対する黙とうが行われました。その後、小川会長が挨拶され「今年度は、公益社団法人移行後2年目であり、昨年度行いました各種事業をベースとして、公益目的事業の定着化とより効果的に参加しやすい事業への改善を目指し活動してまいりますとともに会員相互の交流にも力を入れて行きます。また、税務行政への寄与は法人

会の大切な目的の一つであり、国税電子申告・納税システムe-Tax、地方税ポータルシステムeLTAxの普及促進にも協力して行きたいと思えます。」と述べられました。

挨拶後、小川会長が議長となり審議を開始。まず平成25年度事業報告と平成26年度事業計画、平成26年度収支予算の報告が行われました。引き続き平成25年度決算が承認されました。

続いて表彰式が行われ平成25年度会活動に功績のあった支部と会員及び推進員の皆様が表彰されました。その後、来賓を代表して東村山税務署の黒坂署長から「法人会の皆様方には各市

▲ 小川会長



▲ 黒坂署長



の市民まつりでの税金クイズ、多摩六都科学館における租税・科学教室の開催など地域社会に密着した様々な活動を通じて税知識の普及と納税道義の高揚に努めていただいております。これからもよきパートナーとして何卒宜しくお願い申し上げます。」と、立川都税事務所長代理の小平都税支所井上支所長から「皆様方の応援のおかげで2020年オリンピックの開催都市に東京が選定されました。魅力ある都市、東京の実現に向けて様々な取り組みを進めています。引き続きご支援ご協力をお願い申し上げます。」とご祝辞を頂いた後、中島副会長の閉会の辞で終了致しました。



▲ 井上支所長

表彰式



▶ 会員増強目標達成 小平第1支部猪上支部長

最初に、会員増強功績表彰が行われ目標を達成した小平第1支部と最多取扱の西東京第3支部の鎌田忠詞氏及び個人努力賞6名を代表して小平第1支部の神石直樹氏へ表彰状が授与されました。本部委員功労に対する表彰では5委員会31名を代表して東久留米第2支部の大澤進氏に、支部活動功労者表彰では20支部21名を代表して東村山第1支部の白石和子氏に表彰状が授与されました。部会活動功労者表彰では青年部会と女性部会10名を代表して北井英子氏へ、福利厚生事業功績表彰では経営者大型保障制度推進優秀3支部を含め最優秀支部の東村山第3支部へ、がん・医療保険加入推進優秀3支部を代表し小平第2支部へ、保険会社推進員に対する感謝状では大同生命保険(株)の鶴田眞理子氏に表彰状が授与されました。

交流会

▼ 懇親会食



通常総会に引き続き、隣の会場に於いて交流会が開催されました。青年部会中村部会長の司会の下、尾林副会長による開会のことばに引き続き、ご来賓を代表して東久留米市並木市長から「東村山法人会の皆様には子供たちに租税・科学教室で税金の大切さを教えていただき感謝しています。」とご祝辞を頂きました。東村山税務署石本副署長のご発声による乾杯の後は情報を交換しつつ親睦の輪を深め、村野副会長の中締めで交流会は終了しました。



▲ 並木市長



▲ 石本副署長

支部合同・部会報告会を

東 村 山

5月9日(金)

法人会館



▲ 白石副会長挨拶



▲ 報告会

▼ 仲澤副会長挨拶



▶ 交流会



来賓の小川会長挨拶 ▼



小 平

5月15日(木)

法人会館

▼ 尾林副会長挨拶



▼ 報告会



西 東 京

5月12日(月)

西東京市民会館

▼ 交流会



▶ 交流会



開催しました

東久留米

5月14日(水)

東久留米商工会館



▲ 中島副会長挨拶



▲ 報告会

青年部会

4月25日(金)

法人会館



▲ 中村部会長挨拶



▲ 交流会

女性部会

4月23日(水)

法人会館



▲ 塩月部会長挨拶



▲ 報告会

清瀬

5月16日(金)

清瀬商工会館



▲ 村野副会長



▲ 交流会

4月23日(水) 女性部会を皮切りに各支部及び部会の報告会が開催されました。

それぞれの報告会では支部長以下支部役員から平成25年度事業結果と決算書及び平成26年度事業計画と収支予算についての報告が行われました。

引き続き交流会が行われ会員同志の懇親を深めました。報告会と交流会の様子を写真でご紹介します。

メールマガジンのご案内

東京都「公売情報」

お知らせメール

登録
無料

詳細は主税局HPへ

主税局メルマガ

検索



お問い合わせ先 徴収部 徴収指導課 徴収指導係 03-5388-3024

第21回 厚生親睦チャリティゴルフ大会

平成26年5月29日(木)高坂カントリークラブにおいて第21回厚生親睦チャリティゴルフ大会が開催されました。

当日は、男性89名、女性10名の皆さんが米山・岩殿2コースで白熱したプレーを展開し、男性の部では清瀬の竹下道成さんが、女性の部では同じく清瀬の新谷志穂さんが見事優勝されました。

Results

上位入賞者は以下の通りです

男子

👑 優勝	竹下 道成 (清瀬)
👑 準優勝	谷 忠 伸 (清瀬)
👑 3 位	藤島 正喜 (小平)

女子

👑 優勝	新谷 志穂 (清瀬)
👑 準優勝	間世田 静代 (清瀬)
👑 3 位	中村 圭子 (清瀬)

(敬称略)



▲ 男性の部優勝



▲ 女性の部優勝

平成26年度国内研修

第31回 法人会全国大会

今年度も栃木で開催されます第31回法人会全国大会への参加を兼ねた国内研修を計画致しました。会員の皆様のご参加をお待ちしています。

日 程 平成26年10月16日(木)～17日(土) 1泊2日

募集人員 20名(定員になり次第締切とさせていただきます)

研 修 1日目 法人会全国大会参加(栃木県総合文化センター)
→ 鬼怒川温泉若竹の庄(泊)

2日目 足尾銅山(見学)→ 富弘美術館(見学)



法人会行事のご案内

平成26年5月31日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
6/25(水)	15:00	第3回税務教室	法人会館	7/22(火)		生活習慣病検診	東久留米スポーツセンター
6/27(金)	16:30	第1回会計担当者会議	部 外	7/23(水)		生活習慣病検診	〃
6/30(月)	14:00	スマートフォンセミナー	法人会館	〃	13:30	新設法人説明会	法人会館
7/1(火)	13:30	決算法人説明会	〃	7/24(木)		生活習慣病検診	田無タワー
7/3(木)	14:00	第2回広報委員会	〃	〃	P M	第2回常任理事会	法人会館
7/7(月)		生活習慣病検診	〃	〃	P M	第2回理事会	〃
7/11(金)	15:00	第2回組織・厚生委員会	〃	7/25(金)		生活習慣病検診	田無タワー
〃	16:00	第1回厚生連絡協議会	〃	7/28(月)		生活習慣病検診	法人会館
7/14(月)		生活習慣病検診	〃	8/5(火)	13:30	決算法人説明会	〃
7/16(水)	13:00	労務経営相談会	〃	8/6(水)	13:00	労務経営相談会	〃
7/17(木)	14:00	第2回事業研修委員会	〃	〃	16:45	第2回税制・社会貢献委員会	小 千 谷
7/18(金)	15:00	第2回女性部会研修会	〃	8/20(水)	13:30	新設法人説明会	法人会館
〃	15:30	第2回女性部会研修会	〃	8/27(水)	15:00	第4回税務教室	〃

小平 第1支部

ボウリング大会を開催しました



プレイ前の記念撮影

記 総務委員 小山義雄

3月6日(木)、春とはいえまだまだ寒さ厳しい中、平日にもかかわらず65名もの参加を頂き小平第1支部ボウリング大会を開催することができました。会員、社員の皆様、子供さんまで和気あいあいながら熱気あふれるプレイの連続でした。大会後の親睦会は、表彰式、くじ引き、じゃんけん大会等景品多数で大いに盛り上がり、賑やかな内に終了となりました。地区委員の皆様には、お忙しい中、全会員への案内状配布のご協力ありがとうございました。また、会員各社より各種御協賛を頂き感謝しております。この場をもちまして御礼申し上げます。

お詫び 4月号において支部名を小平第3支部として掲載致しました。誤記をお詫び申し上げます。

東法連 特定退職金共済制度

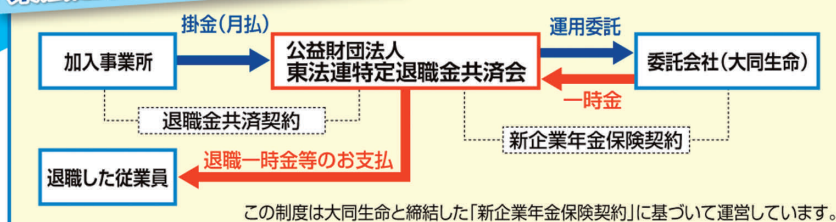
従業員のための退職金を計画的に準備できます。

優秀な人材の確保、定着化に役立ちます。

特退共制度の⑤つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度の仕組み



公益財団法人東法連 特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>

recipe

Instructor

鈴木 八恵子



★レシピ★

材 料

- 桑の実と同量の砂糖
- レモン汁(量によって異なる)



桑の実ジャム

つくりかた

材料を煮詰めてゆくがこれも量によって異なる。量が少なければ早い、多い場合は時間がかかる。

最初は中火で水分が出てくるので量にもよるが、30～40分は蓋をして煮て水分が多くなったらかき回しながら煮詰めるとブルーベリーのような色になります。レモン汁は後のほうで入れる。



あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事を募集しています

本紙の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

写 真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF推奨)

記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可。

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
〒189-0014 東村山市本町1-23-6

TEL : 042-394-7654
e-mail : info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募 集 締 切

締切は各号発行月の2か月前の月末までにご応募下さい。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

公益社団法人東村山法人会報[233号] 平成26年6月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL : 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

制作：株式会社ドライブドリームストーリー

禁
無
断
転
載